

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っていることはありませんか？市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索 ※相談日が祝日はお休みです。

相談日 2月8日～3月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	2月24日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター (☎511-8800)	
人権相談	2月23日(火)13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	2月8日(月)・17日(水)、3月2日(水)・7日(月) 10:00～16:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 8:30～17:00	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
緑のなんでも相談	3月7日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	2月20日(土)、3月1日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	2月19日(金)13:30～15:30	市役所(市民公益活動支援コーナー)	
	3月5日(土)10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	2月20日(土)、3月5日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530・当日☎591-1111)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください。
健康・生活相談	2月15日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ

■通信販売による返品・交換トラブルに遭わないために、しっかり確認してから利用しましょう。

インターネット、テレビ、カタログ、新聞や雑誌の広告など、自宅にいながら気軽に買い物を楽しめる通信販売の利用は年々増加しています。しかし、その一方で通信販売の仕組みを理解していないまま利用したことにより、トラブルに遭ってしまうケースも多く発生しています。

消費生活センターに寄せられる通信販売の相談のなかで、一番多い相談が返品と交換によるものです。通信販売には、不意打ち的な勧誘を受けることがなく、じっくり考えて購入の申込みができることから、訪問販売や電話勧誘販売のときのようなクーリングオフ制度の適用はありません。その代わり返品や交換の条件をわかりやすく表示しなければなりません。注文するときは返品や交換の条件、引き渡しの方法、支払い方法などの販売条件をしっかりと確認することで、トラブルに遭うことを避けることができます。

ただ、通信販売の場合、使用してみないと自分に合う物かどうか分からない商品もあります。健康器具などは、

筋力の落ちた高齢者が利用する場合、個人差はありますが難しいケースもあります。使用方法などを入念に販売店に確認するなどして、納得してから申し込むことが大切になります。また、電気製品の場合は通電してしまうと、使用済みとして返品できないことがほとんどです。

商品が届いたら、すぐに確認するようにしましょう。注文どおりの商品が届いているか、壊れていないか、時間が経ってしまうと返品や交換を受け付けてもらえなくなることもあります。

お困りの時は北本市消費生活センターにご相談してください。直通の電話番号は511-8800です。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(北本市役所市民課内 ☎511-8800
※電話でのご相談も受け付けます)
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

北本あんぜん情報 第82号

問くらし安全課交通・防犯担当(☎594-5522)



防犯情報配信中

北本メールサービスをご利用ください。
登録は右のQRコードから! ➡

防犯情報

市内の犯罪減少する!

市内の昨年11月末までの刑法犯認知件数は、435件であり、一昨年同期と比較して24件減少しました。特に街頭犯罪の自転車盗、車上ねらい、部品ねらいが約30%減少しています。

犯罪被害に遭わないために

■車上ねらい対策

車上ねらいとは、駐車中の車内から金品を盗む手口が一般的ですが、駐輪中の自転車のカゴから盗むことも車上ねらいに分類されます。

- 短時間の駐車でも、窓を閉めて、施錠を確実にしましょう。
- 車内には貴重品を置いたまま、車を離れない。
- 子どもたちが自転車を止めて、その場から離れて遊んでいる時、前カゴからゲーム機等を盗まれることもあります。

■侵入盗対策

住宅対象の侵入盗には、空き巣(留守中)、忍び

込み(就寝後に)、居空き(家人在宅中に別の部屋で物色する)の手口があります。

- 戸締りが基本です。短時間の外出でも必ず戸締りをしましょう。
- 犯人は、時間がかかることを嫌います。補助錠・窓の防犯フィルムやアラーム、防犯ライト等、防犯用品を活用しましょう。

振り込め詐欺に注意

息子や孫をかたるオレオレ詐欺や、市役所職員や警察官をかたる還付金詐欺の電話が市内でもかかっています。

- どんな理由にかかわらず、「携帯電話の番号が変わった」には要注意です。会社や友人の携帯電話を借りているなどの嘘もあります。
- 「今すぐにお金が必要」や「本日中に還付金の手続きをしてください」などの話は、被害者に考えさせたり、相談させる機会を与えない目的です。
- ちょっとおかしいなと思ったら、不審な電話があった場合は、家族や警察に相談してください。

交通情報

北本市の交通事故の状況は (1月10日時点)

昨年12月22日に、国道17号線で自転車と大型貨物車の事故により自転車の人が亡くなる交通死亡事故が、また、今年1月8日にも国道17号線で歩行者と大型貨物車の事故により、歩行者が亡くなるという2件の痛ましい死亡事故が発生しました。

北本市の平成27年の交通事故発生件数は1,513件。そのうち人身事故の件数は200件。死傷者数は246人となっています。

自転車乗用中の死傷者数は65人(約26%)で、そのうちの約9割が自転車にも信号無視などの何らかの違反がある事故となっています。

自転車に乗るときは

自転車は、道路交通法で車両の一種(軽車両)とされ、自動車やバイクと同じようなルールが定められています。違反すれば罰金などの罰則もあります。ルールを守り、安全に利用するために次の「自転車安全利用五則」を守りましょう。

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子供はヘルメットを着用

車に乗るときは

- ・交差点を進行する際は、左折時の巻き込み事故や右折時の衝突事故を防ぐため、死角に自転車等がいるかもしれないと常に意識し、十分に安全確認をしましょう。
- ・自転車の行動の特徴を理解し、急な車道への飛び出しなどの危険を予測して運転しましょう。

